

学位授与申請資格・学位審査基準（論文博士）

<応用生物科学専攻>

（１）学位授与申請資格

学位申請する博士論文の主要な内容が、査読を有する英文学術雑誌に、申請者を筆頭著者とする原著論文として３報以上を含めて４報以上掲載（受理を含む）されていること。

（２）学位論文審査手続き

① 審査手続き

学位論文の審査は、第１次審査（審査委員会委員による個別審査）と第２次審査（論文発表会後の審査委員会委員および専攻教授会議の構成員による審査）を経て、研究科教授会の投票により学位授与の可否を決定する。

② 第１次審査

審査委員会委員による論文の精査の後、申請者との面接により内容について審査する。必要があるときは、申請者に論文の修正や追加資料を提出させることができる。第１次審査で申請論文が可と評価された場合、第２次審査を行うものとする。

③ 第２次審査

審査委員会委員および専攻教授会議の構成員の出席する公開の論文発表会を開き、審査委員会委員および当該専攻教授からなる会議で合否を判断する。

④ 学力確認

英語および専門科目３科目以上（申請する学位論文に関連する科目）について学力確認のための試験を行う。博士後期課程に３年以上在学し所定の単位を修得して退学した者については、当該試験の免除または一部免除することがある（学位論文審査実施要領，８頁）。

（３）学位論文審査の審査項目と評定基準

① 審査項目

第１次審査は、以下の項目で審査する。

- (1) 学術的な重要性・妥当性
- (2) 研究計画・研究方法の妥当性
- (3) 研究の独創性・革新性
- (4) 博士論文の構成・体裁

第２次審査は、上記の(1)～(4)に加え、以下の項目も審査する。

- (5) プレゼンテーションの能力

② 評定基準

(1) 第１次審査

審査委員会委員全員がすべての審査項目において基準に達すると評価した場合を可とする。

(2) 第２次審査

審査委員会委員および専攻教授会議の構成員が合否を判断する。出席者の３分の２以上が可と評価した場合を合とする。